



安中市



東京電力パワーグリッド

「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定」の締結について

2023年6月11日

安中市

東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社

群馬県安中市（市長：岩井 均、以下「安中市」）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（支社長：不破 由晃、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定」（以下「本協定」）を、本日、締結いたしました。

本協定は、安中市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において東電 PG と連携を強化し、相互の強みを最大限活かしながら地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくりならびに持続可能な社会構築を推進するものです。

安中市は 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを達成するため、地域の特色を活かした循環型脱炭素社会実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを始めており、安中市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

- （1）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- （2）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- （3）省エネルギー推進に向けた取組に関すること
- （4）安全・安心な暮らしを担保するレジリエンスの強化に関すること
- （5）里山の恵みと歴史を活かした豊かな自然環境の維持・向上に関すること

安中市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、安中市の 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

＜別紙 1＞ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定書

＜別紙 2＞安中市と東京電力パワーグリッドの連携協定イメージ図

＜別紙 3＞ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社 群馬総支社 広報・渉外担当 竹井 TEL：027-898-4500（直通）
高崎支社 渉外担当 萩原 TEL：027-377-8205（直通）

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定書

安中市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（以下「乙」という。）は、安中市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議の上、定める。

- （1）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること。
- （2）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること。
- （3）省エネルギー推進に向けた取組に関すること。
- （4）安全・安心な暮らしを担保するレジリエンスの強化に関すること。
- （5）里山の恵みと歴史を活かした豊かな自然環境の維持・向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社へ実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して示した情報）を、第三者（ただし、第2条第4項に規定する関係会社は除く。）に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

2 第2条4項に規定する関係会社へ、本協定に基づき知り得た情報を開示する場合、開示当事者は、当該被開示者に対して、本協定と同様の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

2023年6月11日

甲：群馬県安中市安中一丁目23番地13号
安中市

市長

岩井均 

乙：群馬県高崎市宮元町1番地の2
東京電力パワーグリッド株式会社
高崎支社

支社長

不破由晃 

みんなで創る持続可能なまち

再生可能エネルギー導入

- ・太陽光発電普及促進
- ・小水力・バイオマス発電活用



安中市



東京電力パワーグリッド



省エネルギー推進

- ・建物のZEB・ZEH化
- ・省エネルギー機器の導入



レジリエンス強化

- ・蓄電池の普及・活用
- ・災害時のEV活用



モビリティの脱炭素化

- ・EVの普及促進
- ・充電設備の充実

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定締結式



【左から、岩井市長（安中市）、不破高崎支社長(東電 PG)、こうめちゃん(安中市マスコットキャラクター)】